

令和 8 年 6 月 1 7 日

[新規]

[要綱第 2 1 号]

石川町自動車急発進抑制装置整備補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者が運転する自動車による交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、自動車に後付けの自動車急発進抑制装置を取り付けた者に対し、予算の範囲内において、石川町自動車急発進抑制装置整備補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車急発進抑制装置 後付け急発進抑制装置として機能を有する装置のうち、国土交通省による個別認定又は性能認定を受けているものをいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(自動二輪車を除く。)であり、かつ、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 自動車急発進抑制装置を整備することが可能なもの
 - イ 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されたもの
- (3) 高齢者 65 歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、町内に住所を有する高齢者であること。
- (2) 運転免許証を保有する者であること。
- (3) 町税を滞納していない者であること。
- (4) 石川町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 3 号)第 2 条に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する自動車(以下「補助対象自動車」という。)に対し行った自動車急発進抑制装置の整備とする。

(1) 自動車検査証の所有者又は使用者の欄に、補助対象者の氏名及び住所の記載があるもの

(2) 補助対象者が使用者であることを証明できるもの

2 前項に規定する自動車急発進抑制装置の整備は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するものでなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、自動車急発進抑制装置の整備に要するもののうち、次に掲げる額の合計額とする。ただし、本補助金と同様の目的の補助(国、都道府県、その他団体によるものを含む。)を受けるときは、当該補助を受けた額を控除した額とする。

(1) 自動車急発進抑制装置の購入費

(2) 自動車急発進抑制装置の取付費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき、同一年度において1回限りとする。ただし、第12条第1号又は第4号の事由に該当する場合はこの限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、第10条の規定による交付決定の取消しを受けた補助対象者については、当該年度以後の補助金の交付は行わない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、自動車急発進抑制装置を整備した日の属する年度の3月31日までに、石川町自動車急発進抑制

装置整備補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車急発進抑制装置を整備した事業者が発行する申請者の氏名及び住所、自動車急発進抑制装置を整備した補助対象自動車の自動車登録番号、自動車急発進抑制装置の名称、整備年月日並びに整備に係る費用が明記されている書類又は自動車急発進抑制装置整備証明書(様式第 2 号)
- (4) 自動車検査証の所有者又は使用者の欄に申請者の氏名の記載がない場合は、補助対象自動車の使用者であることを証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 8 条 町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、速やかに石川町自動車急発進抑制装置整備補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは条件を付することができる。
- 3 町長は、第 1 項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは当該申請者に対し、その旨の通知を行うものとする。

(請求及び支払)

第 9 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、町長に石川町自動車急発進抑制装置整備補助金請求書(様式第 4 号)を提出するものとする。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに当該交付決定者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容に付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 交付決定者は、自動車急発進抑制装置を適正に使用し、補助金の受領日から1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合はこの限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で自動車急発進抑制装置を処分するとき。
- (2) 病気等の事由により補助対象自動車の運転が困難になったとき。
- (3) 運転免許証を返納したとき。
- (4) その他自動車急発進抑制装置を処分することに相当の理由があるとき。

(検査等)

第13条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定者に対し、その目的を達成するために必要な限度において指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地において検査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

石川町長

申請者 住所

氏名

電話番号

石川町自動車急発進抑制装置整備補助金交付申請書兼実績報告書

石川町自動車急発進抑制装置整備補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金交付審査のため、住民基本台帳及び町税に関する納付状況資料を閲覧すること並びに官公署に対し必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることに同意することともに、誓約事項を誓約します。

交付申請額	円	
整備費用	円	
整備車両	メーカー及び車名	
	自動車登録番号	
添付書類	(1) 自動車車検証の写し (2) 運転免許証の写し (3) 整備事業者が発行する、申請者の氏名及び住所、自動車急発進抑制装置を整備した自動車の自動車登録番号、自動車急発進抑制装置の名称、整備年月日並びに整備に係る費用が明記されている書類又は自動車急発進抑制装置整備証明書	

【誓約事項】

- 1 自動車急発進抑制装置を整備した自動車を適正に使用し、補助金の受領日から 1 年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、貸付け、売却、廃棄等の処分をしません。
- 2 暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 自動車急発進抑制装置の整備後に発生した事故や車両の故障等について、石川町が一切の責任を負わないことを了承します。

年 月 日

石川町長

自動車整備事業者 住所又は所在地

代表者又は

店長（営業所長）名

自動車急発進抑制装置整備証明書

次のとおり、自動車急発進抑制装置を整備したことを証明します。

申請者	氏名			
	住所			
整備した車の自動車登録番号				
自動車急発進抑制装置名				
整備年月日				
整備費用 ※自動車急発進抑制装置の購入・取付に係る費用のみを記入すること。 ※修理・改良等に係る費用は含めないこと。 ※国等の補助金の交付を受けた場合はその補助金額を除くこと。	【合計金額】 円	本体金額		円
		部品金額		円
		取付工賃		円
		消費税		円

整備担当者名		電話番号	
--------	--	------	--

※整備担当者は、整備内容及び費用に関する問い合わせ等に対応できる方を記入してください。

申請者 住所

氏名

石川町自動車急発進抑制装置整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石川町自動車急発進抑制装置整備補助金については、
次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

石川町長

記

交付決定額

円

年 月 日

石川町長

申請者 住所
氏名

石川町自動車急発進抑制装置整備補助金請求書

年 月 日付け第 号で決定通知のあった石川町自動車急発進抑制装置整備補助金について、
次のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注 口座名義人の欄は、通帳に記載されているとおり記入してください。